

仕様書

1 自動販売機の規格等

設置事業者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

(1) 規格

貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスのすべてが収まる大きさの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種 of 設置に努めること。

(3) デザイン

自動販売機のデザイン、外観等は、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

(4) 販売品

- ① 販売品は、清涼飲料水、コーヒー、お茶等とし、酒類、たばこ及び食料品の販売は行わないこと。
- ② 販売品の品揃え、切り替え、その他内容の変更については、本市と協議のうえこれを行うこと。
- ③ 販売品の販売価格は標準小売価格を上回る価格としないこと。
- ④ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、本市と協議すること。
- ⑤ 容器の種類は、缶、ビン、ペットボトル、紙パックとし、紙コップは不可とする。

2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 安全対策等

- ① 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- ② 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うものとする。

- ④ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収等

- ① 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- ② 回収ボックスは、プラスチック製又は金属製のものとする。
- ③ 回収ボックスは、回収頻度及び回収量を考慮し、空き缶等の使用済み容器があふれ又は周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を持つものとする。
- ④ 回収ボックスには使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、回収ボックスは、紙等一般ゴミが入りにくい形状の使用済み容器投入口を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。
- ⑤ 回収ボックスに収納された容器の回収頻度については、回収ボックスから容器があふれないよう十分に配慮すること。
- ⑥ 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品、持ち込み等問わずすべて設置事業者の責任で回収し、及び処理すること。
- ⑦ 回収した使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）等関係法令に基づいて適切に処理すること。
- ⑧ 回収ボックスは、原則として販売品の容器の材質1種類につき1つを、自動販売機脇に設置すること。

(3) 売り上げ状況等の報告

設置した自動販売機の売上高については、自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、下記のとおり本市に報告すること。

ア 内容（例）

販売品名	販売価格（円）	本数（本）	売上金額（円）
清涼飲料水	160	20	3,200
〃	130	50	6,500

イ 期限

区分	報告期限
4月から6月	7月15日
7月から9月	10月15日
10月から12月	1月15日
1月から3月	4月15日

(4) 維持管理責任

- ① 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機、回収ボックス及び自動販売機周辺は、清潔に保つこと。
- ③ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、本市の指示に従うこと。
- ④ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(5) その他

- ① 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- ② 自動販売機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め本市に書類で通知すること。
- ③ 2の(1)の衛生管理及び感染症対策のほか、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大予防に努めること。
- ⑤ 災害ベンダー等設置箇所と指定している自動販売機については、契約書のほか、自動販売機の設置及び運営に関する「覚書」を落札者とむつ市の協議により締結させていただきます。